

「平成26年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成27年3月4日

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。なお、本調査は平成22年度より実施しているものである。

(1) 調査対象：県内市町村(45市町村)

(2) 回答数：県内市町村(45市町村)、回答率100%

(3) 調査期日：平成26年12月

*割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

2. 結果概要

関連法令・通知については、「健康増進法第25条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等の認知度は高かったが、今年7月施行予定の「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」や「第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画H25～H29）」における受動喫煙防止に関する目標値については、認知度は7割程度であった。

各市町村所管施設の受動喫煙防止状況については、施設全体で見ると、禁煙・完全分煙にしている施設は75.8%であった。庁舎・支所・出張所では95.0%の施設で禁煙、完全分煙となっており、年々受動喫煙防止対策が進んでいる。今後、施設の禁煙対策に取り組む市町村もあるが、予定がないところもある。また、禁煙対策ができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多かった。

市町村本庁所有の公用車では、約半数の市町村では全ての公用車で完全禁煙としている。

各市町村では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議や禁煙支援がされており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待される。

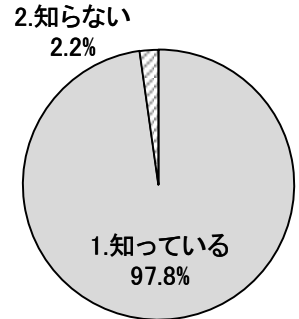
3. 調査結果

問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

○ほとんどの市町村が知っているが、まだ知らない市町村もある。

参考：平成22年度から平成24年度の周知率は全て100%、平成25年度は93.3%である。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	44	1	45
割合 (%)	97.8	2.2	100.0

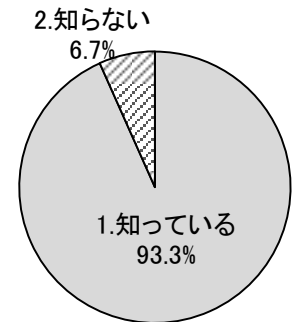


問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」及び「平成24年10月29日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存じですか？

○ほとんどの市町村が知っているが、まだ知らない市町村もある。

参考：平成22年度91.1%、平成23年度100%、平成24年度95.6%、平成25年度80.0%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	42	3	45
割合 (%)	93.3	6.7	100.0

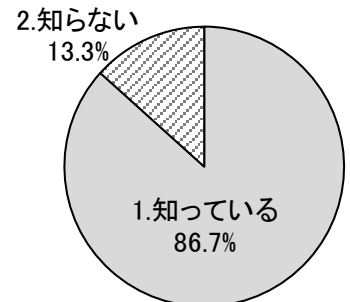


問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○市町村の8割以上が知っている。

参考：平成22年度84.4%、平成23年度93.3%、平成24年度95.6%、平成25年度80.0%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	39	6	45
割合 (%)	86.7	13.3	100.0

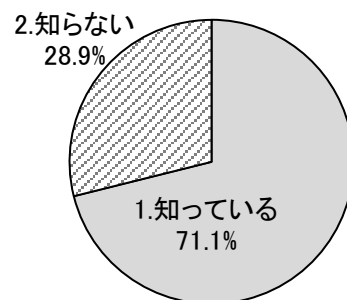


問4.「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」をご存じですか。

○平成26年度追加項目。

他法、通知と比較すると知っている市町村の割合が7割程度と低い。

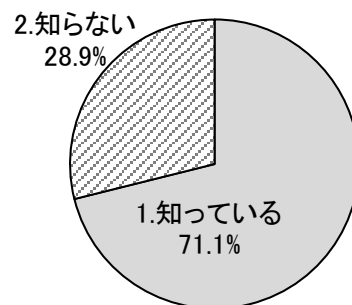
	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	32	13	45
割合(%)	71.1	28.9	100.0



問5.「第3次くまもと 21 ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25～H29)」において、「行政機関(県有施設・市町村)の 受動喫煙防止対策実施割合の平成 29 年度目標値を 100%としていることをご存じですか。」

○市町村の7割程度が知っている。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	32	13	45
割合(%)	71.1	28.9	100.0



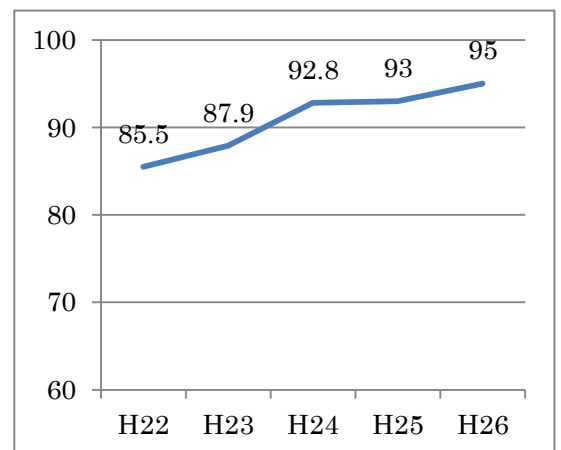
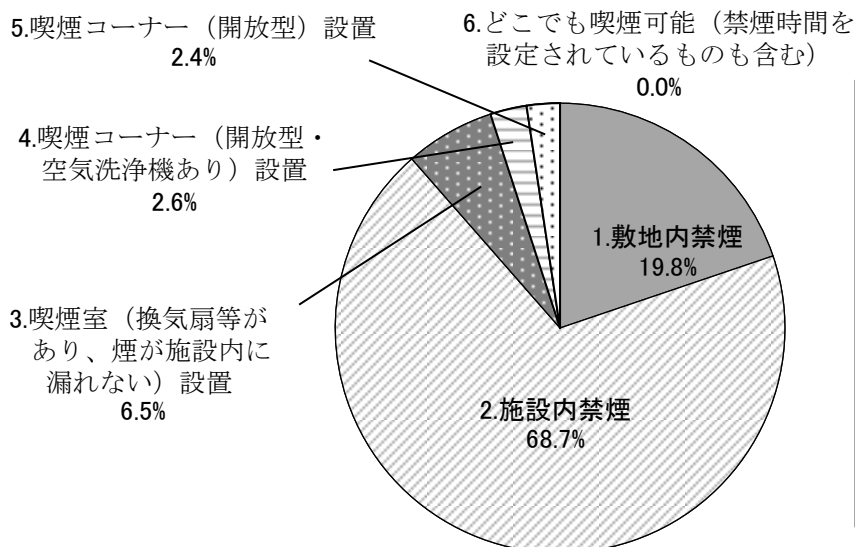
問6. 貴市町村の所管される施設(本庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

○市町村所管の施設全体で見ると、禁煙・完全分煙にしている施設は 75.8%であった。

庁舎・支所・出張所では 95.0%の施設で禁煙、完全分煙となっているが、観覧場(野球場)、集会場(公民館)においては、開放型喫煙コーナーの設置、どこでも喫煙可能な施設の割合が高かった。

※禁煙・完全分煙:敷地内禁煙・施設内禁煙・換気扇等があり、煙が施設内に漏れないようにしている喫煙室を設置している施設

施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 喫煙室(換気扇等 があり、煙が施設 内に漏れない)設置	4 喫煙コーナー(開放 型・空気洗浄機あ り)設置	5 喫煙コーナー(開放 型)設置	6 どこでも喫煙可能 (禁煙時間を設定さ れているものも含む)	◎ 施設総数
官公庁(本庁舎)	1	25	16	4	2	0	48
割合(%)	2.1	52.1	33.3	8.3	4.2	0.0	100.0
官公庁(支所・出張所)	82	263	11	7	8	0	371
※割合(%)	22.1	70.9	3.0	1.9	2.2	0.0	100.0
体育館	62	194	1	5	25	4	291
割合(%)	21.3	66.7	0.3	1.7	8.6	1.4	100.0
観覧場(野球場)	8	51	0	0	7	18	84
割合(%)	9.5	60.7	0.0	0.0	8.3	21.4	100.0
集会場(公民館)	13	165	3	7	113	86	387
割合(%)	3.4	42.6	0.8	1.8	29.2	22.2	100.0
市町村施設合計	166	698	31	23	155	108	1181
割合(%)	14.1	59.1	2.6	1.9	13.1	9.1	100.0



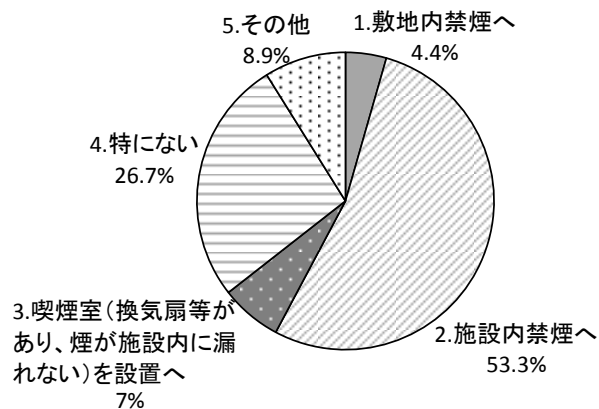
禁煙・完全分煙実施率(本庁舎・支所・出張所)

問7. 問6で2～6の施設がある場合にお答えください。(対象45市町村)

今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙に取り組む予定がある市町村は、64.4%(29市町村)である。

	市町村数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	2	4.4
2.施設内禁煙へ	24	53.3
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置へ	3	6.7
4.特にない	12	26.7
5.その他	4	8.9
合計	45	100.0



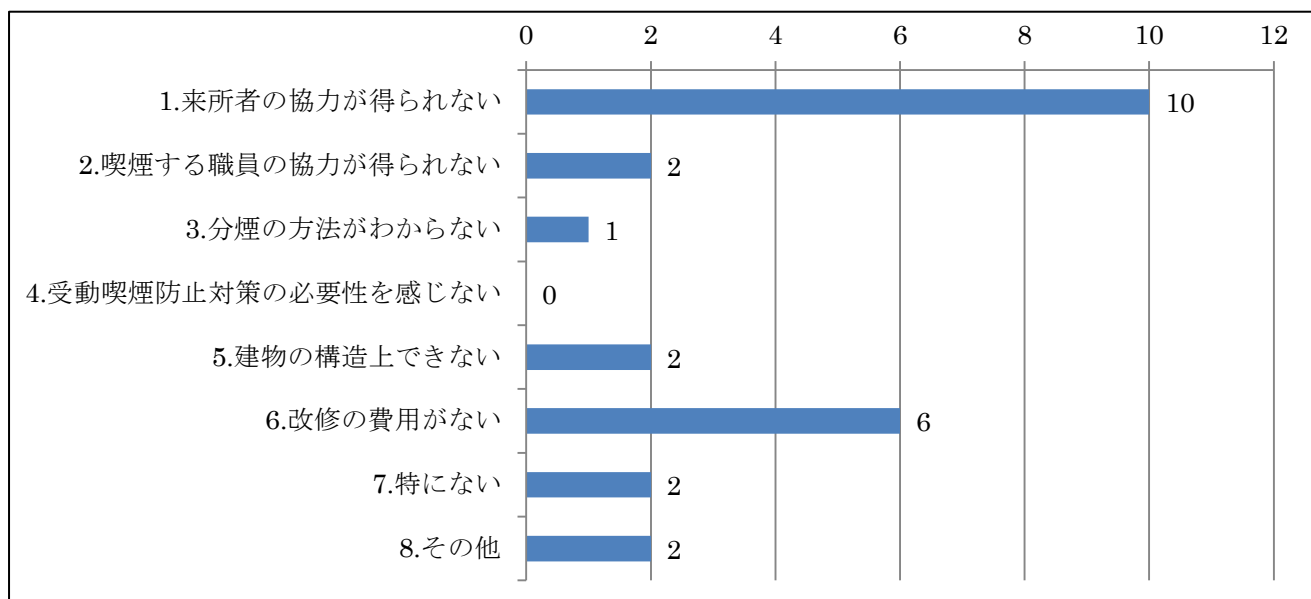
※その他の回答

- ・ 敷地内禁煙へ向けて課題を整理していく
- ・ 現状を継続
- ・ 野球場・公民館以外は、施設内禁煙に取り組む

問8. 問7で4～5を選択した場合にお答えください。(対象16市町村)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



※その他の回答

- ・ 一部施設を除き施設内禁煙を実施している
- ・ 現状を継続

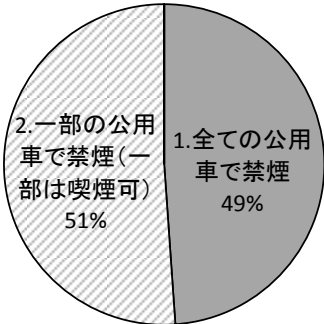
問9. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	市町村数	割合 (%)
1. 公用車所有あり	45	100
2. 公用車所有なし	0	0
(総数)	45	100

問 10. 貴市町村の本庁舎で所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象45市町村)

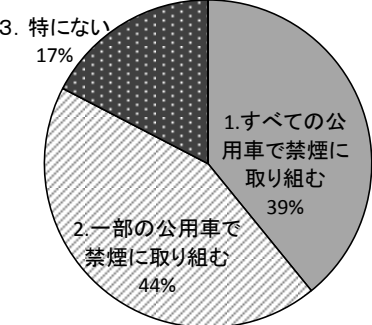
○ 全市町村が公用車を所有しており、市町村本庁舎における公用車の禁煙及び喫煙状況については、昨年度は「すべての公用車で喫煙可」の回答が3市町村からあったが、今年度の調査では0となった。

	市町村数	割合 (%)
1. 全ての公用車で禁煙	22	48.9
2. 一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	23	51.1
3. 全ての公用車で喫煙可	0	0.0
(総数)	45	100.0



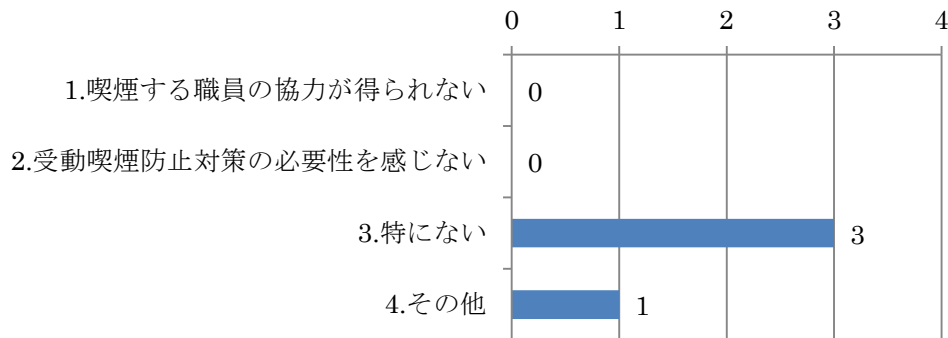
問 11. 上記問 10 で、2～3 を選択した場合にお答えください。(対象23市町村)
今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	市町村数	割合 (%)
1. 全ての公用車で禁煙に取り組む	9	39.1
2. 一部の公用車で禁煙に取り組む	10	43.5
3. 特にない	4	17.4
4. その他	0	0.0
(総数)	23	100.0



問 12. 上記問 11 で、3～4 を選択した場合にお答えください。(対象4市町村)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)(対象4市町村)



※その他の回答

- ・ 意思統一を図っていない

問 13. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

【実施内容】

- ・ 安全衛生委員会等で、喫煙率や施設における受動喫煙防止策の報告や施設内禁煙へ向けた検討（類似意見 3 市町村）
- ・ 庁内各局へ施設における受動喫煙防止対策の現状や課題、今後の取り組み予定等の調査
- ・ 職員へたばこや受動喫煙等についての周知
- ・ 職員の健康相談会での禁煙サポート
- ・ 喫煙に関するポスター掲示

【今後実施予定】

- ・ 「敷地内禁煙」にむけて課題整理を含めた受動喫煙防止対策を推進するための庁内会議を開催予定
- ・ 喫煙室を別途設け、分煙対応を行っているが、受動喫煙に関する庁内会議の開催に向けての準備